自動車等のリコールの現状

1.リコールの目的

自動車のリコールは、安全の確保や公害の防止にかかる構造・装置について設計・ 製作に起因する不具合(欠陥)による交通事故、故障及び公害の未然防止を図ることを目的としている。

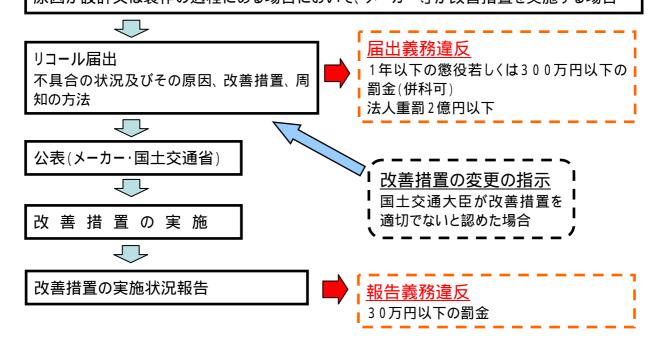
2 . リコール制度の概要

(1)メーカー等による自主的リコール(改善措置の届出)

リコールとは、同一型式の一定の範囲の自動車又は特定後付装置*(以下「自動車等」という。)が、その構造・装置又は性能が安全確保及び環境保全上の基準である「道路運送車両の保安基準」(昭和26年7月28日運輸省令第67号、以下、「保安基準」という。)の規定に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態であって、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、販売後の自動車等について、保安基準に適合させるための必要な改善措置を行うことをいう。その際、自動車又は装置メーカー等は、不適合の状態、その原因、改善措置の内容等をあらかじめ国土交通大臣に届出ることが必要となる。また、自動車メーカー又は装置メーカー等は、リコール届出後からユーザーに対して不具合の内容等を通

保安基準に適合しなくなるおそれがある状態、又は適合していない状態にあり、かつ、その 原因が設計又は製作の過程にある場合において、メーカー等が改善措置を実施する場合

知し、早期に改善のための措置を行うよう努めるものとされている。

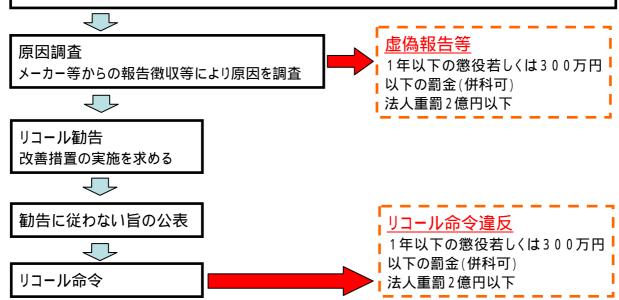


^{*} 特定後付装置としては、現在、タイヤ及びチャイルドシートが対象となっている。

(2)国土交通大臣による勧告(改善措置の勧告)

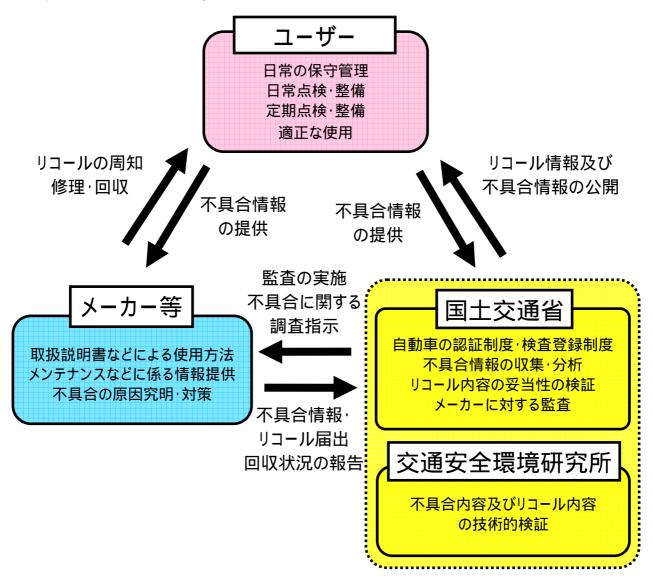
同一の型式の一定の範囲の自動車等に関して、事故が多発している等によりその構造・装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがある場合において、その原因が設計又は製作に起因すると認められ、適正にリコールが実施されない場合には、国土交通大臣は、自動車又は装置メーカー等に対して必要な改善措置を講ずることを勧告することができる。もし、自動車又は装置メーカー等がこの勧告に従わない場合には公表し、それでもなお正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合には、リコールの命令を行うことができる。

事故が著しく生じている等により、同一の型式の一定の範囲の自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれがあり、その原因が設計又は製作の過程にあると国土交通大臣が認めるとき



3 . リコールにおけるユーザー・メーカー・行政の役割

リコールにおいては、自動車のユーザー、メーカー及び行政が、それぞれ以下のような役割を担っている。



4 . リコール以外の改善措置

(1)改善対策

改善対策とは、リコール届出と異なり道路運送車両の保安基準には適合しているが、不具合が発生した場合に安全確保及び環境保全上看過できない状態であって、かつ、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、改善のための措置を行うことをいう。

(2)サービスキャンペーン

サービスキャンペーンとは、リコールや改善対策に該当しないような不具合で、 安全確保及び環境保全とは直接関係のないものについて、必要な改善措置を行う ことをいう。

(3)保証期間延長

一般的に自動車に関しては、各メーカーによって、3年6万キロや5年8万キロといった保証期間が定められており、その期間や距離以内で不具合が発生した場合は無料で改修されている。保証期間延長とは、メーカーが、特定の不具合に限定して保証期間や距離の延長を行うものである。